

# 後期高齢者医療制度からのお知らせ

## ◎限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の所得の少ない方（低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当する方）は限度額適用・標準負担額減額認定証を申請することができます。この証を病院で提示すると医療費の限度額や入院時の食事代の負担額等が安くなります。この証の発行は月をまたいで遡ることができません。入院等される場合は、役場保健福祉課又は、由岐支所住民室まで、ご申請ください。

**低所得Ⅰ** 同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円になる人

**低所得Ⅱ** 同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）

## ◎障害認定について

一定の障害を有する方は、障害認定を申請することにより、65歳から長寿医療制度に加入することができます。新たに障害者手帳等の交付を受けられる方が長寿医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。すでに下記に該当する方の内65歳から74歳までの方で、長寿医療制度に加入される方も、後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。なお、65歳になられる1ヶ月前から申請可能です。

後期高齢者医療制度に加入した場合には、原則として1割の窓口負担で医療サービスを受けていただくことが出来ます。（所得の多い方は窓口負担が3割になります）

### 障害認定に該当する方

1. 障害年金等の受給者であり国民年金証書1・2級の方等
2. 身体障害者手帳1・2・3級の方及び4級の一部（音声機能・言語機能・下肢障害の一部）
3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
4. 療育手帳A1・A2の方
5. 国民年金の障害年金に該当する程度の状態にあるが、年金の裁定を受けられない方であり、身体障害者手帳の交付を受けることができない疾病の方等

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

## ◎葬祭費について

後期高齢者医療保険の被保険者が死亡したときは、申請により葬祭を行った方に葬祭費2万円が支給されます。

後期高齢者医療保険の被保険者が死亡したときは、死亡した方の保険証と葬祭を行った方の印鑑と通帳（口座が分かるもの）をもって役場保健福祉課または由岐支所住民室まで葬祭費の申請をしてください。

**【お問い合わせ先】** 役場保健福祉課 ☎ 77 - 3614  
由岐支所住民室 ☎ 78 - 2212

## 心の健康づくり講演会

1. 日時 平成22年12月12日(日)  
午後1時30分～午後4時20分

2. 場所 海南文化館 大会議室

3. 内容

第1部 講演 13:30～15:30  
演題 「ささえ合い生きる  
～うつ病を体験して～」  
講師 自殺のない社会づくりネットワーク  
ささえあい ふとながねりえこ 太長根 理恵子氏

演題 「うつ病の理解と対応」  
講師 岩城クリニック 兼田 康宏 院長  
第2部 専門医による相談会（要予約）  
15:40～16:20

当日の専門医による相談会は、事前申込2名までお受けします。  
相談を希望する方は、必ず電話でお申し込みください。

■お問い合わせ先 徳島県南部総合県民局保健福祉  
環境部健康増進担当 74-7375